

回数券についてのお知らせ

■ 回数券の使用期限設定について

令和元年8月1日（木）以降に販売する回数券から、使用期限を設定させていただきます。使用期限は、購入日から1年間です。

なお、使用期限が過ぎた回数券は、使用できなくなります。

■ 使用期限のない回数券の使用について

令和元年7月31日以前にご購入いただいた回数券（使用期限のない回数券）は、これまで通り使用できます。

なお、使用期限のない回数券をお持ちの方は、令和6年3月31日までにご使用いただきたく、ご理解とご協力をお願いします。

福祉の村屋内温水プール指定管理者
代表団体 久慈市社会福祉協議会